

## 定期報告書の提出に当たっての注意事項

- 1 定期報告書は、農場（学校等）ごとに作成して、都道府県に提出してください。
- 2 作成者は、家畜の所有者（別に管理者がいる場合は、その者）となります。
- 3 報告の期日等は、以下のとおりです。
  - ① 報告事項は、その年の2月1日時点のものとしてください。（※1）
  - ② 報告書の提出期限は、
    - イ 牛・水牛・鹿・馬・めん羊・山羊・豚・いのししの場合は、  
毎年4月15日
    - ロ 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、  
毎年6月15日となります。
- 4 小規模所有者（※2）における報告事項は、家畜の種類・頭羽数のみとなります。

したがって、提出書類は定期報告書のみとなります。飼養衛生管理基準の遵守状況・飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況に関する報告や農場の平面図等の添付書類の提出は、不要です。
- 5 畜舎ごとの家畜の飼養密度は、「家畜を収容している最小単位の区画の床面積÷収容頭数」により算出することを基本としますが、例えば、
  - ア 区画ごとの床面積や収容頭数が同一でない場合には、「農場内の平均床面積÷平均収容頭数」により算出する
  - イ 同一農場で種豚、母豚、育成豚、肥育豚を飼養している場合には、それぞれについて算出する 等してください。

※1 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合には、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとしてください。

※2 小規模所有者とは、次の頭羽数の家畜の所有者をいいます。

- ① 牛・水牛・馬の場合1頭
- ② 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合6頭未満
- ③ 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合100羽未満
- ④ だちょうの場合10羽未満